

議第百二十号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十二月二日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一十六の項を次のように改める。

十六 削除		
-------	--	--

別表第二十一の項中「及び法の施行のための規則」を削り、同項第九号及び第十号を削り、同項中「事務の内容の欄第一号から第八号までに掲げるものにあつては」及び「、同欄第九号及び第十号に掲げるものにあつては県内の全ての市町村（岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、各務原市及び可児市を除く。）」を削り、同表第三十八の項中「及び法の施行のための規則」を削り、同項第二十九号及び第三十号を削り、同項中「、第二十八号及び第二十九号」を「及び第二十八号」に、「から第二十七号まで」を「及び第二十二号」に、「同欄第三十号」を「同欄第二十三号から第二十七号まで」に改め、「県内の全ての市町村（岐阜市、」を削り、「及び可児市を除く。）」を「、可児市、養老町、揖斐川町、大野町及び池田町」に改め、同表五十七の項から六十三の項までを次のように改める。

五十七から六十二まで 削除		
六十三 岐阜県建築基準条例（平成八年岐阜県条例第十号。以下この項において「条例」という。）に基づ	1 条例第七条ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある建築物で、交通上、安	岐阜市、大垣市及び各務原市

全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

2 条例第八条ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

3 条例第十条第一項ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

4 条例第十一条第一項ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

5 条例第十七条ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

6 条例第十八条第一項ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

7 条例第十九条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定

	により自動車車庫の用途に供する建築物で、交通上及び安全上支障がないと認めること。	
	8 条例第二十一条ただし書の規定により木造の共同住宅でその規模又は周囲の状況により、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。	
	9 条例第二十二条ただし書の規定により木造の長屋でその周囲の状況により交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。	
	10 条例第二十八条の規定により条例第二十四条から第二十七条までの規定を適用しない特殊建築物であることを認めること。	

別表第一六十四の項中「及び条例の施行のための規則」を削り、同項第十一号を削り、同項中「事務の内容の欄第一号から第十号までに掲げるものにあつては」及び「同欄第十一号に掲げるものにあつては県内のすべての市町村（岐阜市、大垣市及び各務原市を除く。）」を削る。

第二条 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
別表第一三十八の項に次の一号を加える。

29 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第六十条の規定により法第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面を交付すること。

別表第一三十八の項中「及び第二十二号」を「、第二十二号及び第二十九号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第一条の規定は令和八年一月一日から、第二条並びに次項及び附則第三項の規定は同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定により町が処理することとなる事務に関し、同条の規定の施行の際現にその効力を有する知事がした処分その他の行為に係る同条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる町の長が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例の規定により町が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる町の長に對しなされたものとみなす。

提 案 説 明

都市計画法に基づく事務処理の特例に関し必要な事項を定める等のため、この条例を定めようとする。